

質問及び回答

事業名：三重県半導体産業PR動画制作業務委託

	質 問	回 答
1	対象年齢からキャラクターの使用が考えられますが、三重県のゆるキャラは使用可能でしょうか。または、使用すべきでしょうか。	三重県が著作権を有するPRキャラクターはおりません。また、キャラクター使用の必要性については、受託者においてご検討ください。
2	「小学校高学年から中学生に対して魅力が伝わる」という判断基準は三重県のご担当者様のご判断になるのか、実際に対象者に意見を求めて判断する必要がありますか。	お見込みのとおりです。完成前に、受託者において対象者に確認いただくようお願いいたします。
3	再委託について、カメラマンや、アニメーション制作なども再委託先として申請する必要がありますか。	お見込みのとおりです。再委託業務の内容、再委託先等を所定の書面により、申請いただき、本県の承諾後、再委託が可能となります。
4	三重県半導体産業PR動画制作業務委託仕様書の「3. 委託業務の内容」の(3)留意点⑤動画制作に係る調査、分析というのは、動画を作るにあたっての半導体に対する当方の「調査、分析」という認識で間違いないか。そうでない場合、どのようなことを指すのか。	お見込みのとおりです。